

11 小児医療体制（小児救急医療を含む）

（1）現 状

- 本圏域の小児人口（15歳未満）は、令和2年には14,344人であり、平成18年の22,466人に比べて36.2%減少しています。（北海道の市町村別年齢5歳階級別人口、平成18年は3月末、令和2年は1月1日数値（集計時点の変更のため）
- 平成30年から令和2年10月1日までの間に小児科を標ぼうする病院は1施設減少し5施設に、一般診療所（保健センター等一般診療に該当しないものを除く。）は、19施設を維持しています。^{*1}

また、令和2年10月1日現在の小児歯科を標ぼうする本圏域内歯科診療所の数は66施設で平成30年4月より1施設減少しました。

【市町別病院・一般診療所の状況】

	夕張市	岩見沢市	美唄市	三笠市	南幌町	由仁町	長沼町	栗山町	月形町
病院・一般診療所数	4	58	11	3	2	2	7	7	1
小児科標ぼう数	3	12	2	1	2	1	2	1	0
歯科診療所数	4	50	13	3	5	4	5	8	2
小児歯科標ぼう数	3	34	9	2	4	3	3	6	2

○ 本圏域内の医師数は年々減少傾向にあり、小児医療を行う医師数は横ばいの傾向にあります。

また、小児人口1万人当たりの小児医療を行う医師数は、全道値を下回っています。

【圏域内医師数の状況】

（単位：人）

区分	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
医師総数	315	303	293	290	290	284
医療施設従事医師数	301	287	273	268	273	267
小児医療を行う医師数	17	15	14	12	14	13
小児人口1万人当たり	8.1	7.7	7.6	6.9	8.6	9.1
(全道値)	16.3	15.5	15.8	16.1	15.3	15.0

平成28年以前厚生労働省：医師・歯科医師・薬剤師調査（各年12月末現在）

平成30年 厚生労働省：医師・歯科医師・薬剤師統計（12月）

- 平成18年3月31日現在時点で22,466人だった管内人口（15歳未満）は、令和2年1月1日時点では14,344人まで減少（36.2%減）しており、全道の減少比率（20.1%減）と比較してもその減少傾向が顕著です。

*1 岩見沢保健所調（令和2年4月1日現在）

(小児救急医療の状況)

- 小児救急医療支援事業^{*1}による輪番制では、2病院が小児科医のオンコール体制で対応し、小児の二次救急医療体制を構築しています。平成29年度当番日における時間外の小児の1日平均患者数は、岩見沢市立総合病院においては、入院1.2人、外来54.0人となっており、市立美唄病院においては、入院0人、外来2.4人となっています。
- 平成17年度から北海道医師会が実施している内科医等を対象とした北海道小児救急地域医師研修事業^{*2}へ他科医師及び救急救命士等の参加を推進しています。

【小児救急医療支援事業開催状況】

(単位：人)

開催年度	開催地	参加者の内訳					
		医師	看護師	消防関係(救急隊)	他医療職	その他	合計
平成25年度	滝川	—	3	13	—	1	17
平成26年度	砂川	—	5	7	—	—	12
平成27年度	岩見沢	—	9	20	6	3	38
平成28年度	滝川・岩見沢・札幌	—	—	7	—	—	7
平成29年度	砂川・苫小牧・札幌	—	—	25	—	—	25
平成30年度	岩見沢	2	28	48	1	4	83
令和元年度	滝川	10	28	35	—	2	75

※他医療職は保健師、助産師及び薬剤師等、その他は事務職

- 子どもを抱える家族の不安解消のため、小児救急電話相談事業について圏域内各市町と連携を図り、一般住民に普及啓発するとともに、「北海道救急医療情報・広域災害情報システム」の活用について、医療機関、消防機関に情報提供するほか、医師会等と連携した救急法等講習会の実施など、救急医療についての啓発を行っています。

*1 小児救急医療支援事業

初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の下に休日又は夜間における入院治療を必要とする小児の重傷救急患者に対する医療を確保することを目的とした北海道補助金等交付事業

*2 北海道小児救急地域医師研修事業

道内の内科医等を対象とした小児科救急に関する研修を実施することにより、地域の小児救急医療、地域の小児救急体制の補強を目的に、北海道が北海道医師会に委託して実施する事業。

〈小児救急電話相談事業〉（平成16年度～）	
夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者からの相談に対し、電話により助言を行っています。	
電話番号	011-232-1599（いーこきゅうきゅう） (プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは、短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。)
相談体制	毎日 午後7時から翌朝8時まで (平成23年度より日曜・祝日、年末年始も実施) 看護師1名（センター対応）、医師1名（自宅待機）
利用に当たっての注意事項	医師が直接診察して治療を行うものではなく、あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関するアドバイスを行うものです。

（療養・療育支援体制等の状況）

高度・専門的な医療が必要な小児患者については、小児二次医療機関から大学病院や小児医療と障がい児療育の機能を一体的に備えた北海道立子ども総合医療・療育センター（コドモックル）への紹介により、対応しています。

（2）課題

（小児医療体制等の確保）

- 子どもを持つ家族に対する相談など、家族を支援する体制や子どもの症状・状態に応じた小児医療体制の確保が必要です。
- 二次医療機関における小児救急患者に占める軽症者の割合が高いことが以前から指摘されており、小児科勤務医が長時間にわたる不規則な勤務を余儀なくされ、その改善が求められています。
- 専門医療や24時間体制の救急医療を提供する体制の確保に努め、入院医療や救急医療を提供できる体制を確保することが必要です。

（小児電話相談事業の普及）

- 子どもを抱える家族への北海道小児救急電話相談事業の更なる普及啓発が必要です。

（小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保）

- 小児疾患に対する高度・専門的な診断治療や医療療育の確保を図るために、大学病院や北海道立子ども総合医療・療育センターとの更なる連携が必要です。

（3）必要な医療機能

（症状等に応じた医療機能や救急医療体制の充実）

疾病や症状等に応じた医療が提供されるよう、一般の小児医療から高度・専門医療及び初期救急医療から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実を図るとともに、急性期を経過した小児患者を地域で受け入れられるよう、医療機関の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

(災害時を見据えた小児医療体制)

災害時に小児患者の適切な医療や物資が提供され、また、被災地からの搬送受入や診療に係る医療従事者の支援が適切に行われる体制の構築が必要です

(4) 数値目標等

指標名（単位）	現状値		目標値	現状値の出典
	計画策定時	中間見直し時		
小児医療を行う医師数 (小児人口 1万対)	8.6	9.1	12.0	平成 30 年厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

- 小児の訪問看護を実施している訪問看護事業所の維持
- 小児の訪問診療を実施している医療機関の維持
- 小児救急医療支援事業参加病院の維持（岩見沢市立総合病院、市立美唄病院）
- 北海道小児地域支援病院の維持（岩見沢市立総合病院）

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

（小児医療体制等の確保）

【相談支援体制等】

- AED の使用方法を含む救急蘇生法等講習会を実施します。
- 小児救急電話相談事業や救急医療情報システムの活用を促進するとともに、医療機関への適正な受診等に関する住民の理解を深めるなど、救急医療について啓発に努めます。

【一般の小児医療及び初期小児救急医療体制】

小児医療については、できるだけ患者の身近なところで提供されることが望ましいことから、小児救急医療地域研修事業を実施し、一般の小児医療及び初期小児救急医療を担う病院・診療所の維持や確保に努めます。

【小児専門医療及び入院小児救急医療体制】

- 北海道小児支援病院による入院を要する小児患者に対応する小児救急医療の提供体制や搬送体制の確保に努めます。

- 小児専門医療を担う病院における小児科医師の勤務環境の改善を図るため、地域の開業医や総合診療医、関係機関との幅広い連携体制の構築に努めます。

【北海道小児地域医療センター及び北海道小児地域支援病院の選定基準】

<北海道小児地域医療センターの選定基準>

- ① 一定数以上の小児科の常勤医師が勤務していること
- ② 小児科の入院医療を提供していること
- ③ 小児二次救急医療を提供していること
- ④ N I C Uを整備していること

<北海道小児地域支援病院の選定基準>

次の要件のいずれかを満たす医療機関

(要件1) 北海道小児地域医療センターの選定基準のうち、①及び②を満たし、小児二次救急医療を担っている医療機関又は救急告示医療機関であり、かつ、分娩を行っている病院

(要件2) 北海道小児地域医療センターの未整備圏域において、以下のア～ウを満たす病院

- ア 小児科の常勤医師が勤務していること
- イ 小児科の入院医療を提供していること
- ウ 小児二次救急医療等を担っていること

(小児高度専門医療や療養・療育支援体制の確保)

【小児高度専門医療の提供】

小児高度専門医療を提供する大学病院、北海道子ども総合医療・療育センター、総合周産期母子医療センターなどとの連携に努めます。

【療養・療育支援体制の確保】

発達障がいの子ども、重症心身障がい児、医療的ケア児等が、在宅医療や療育、短期入所等の福祉サービスなどの支援を身近な地域で受けられるよう、地域生活を支援する体制の充実に努めます。

(災害時を見据えた小児医療体制)

災害時に小児患者に適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や地域の中核的医療機関等の連携体制の確保を進めるなど災害時における小児医療体制の構築に努めます。

(6) 医療機関等の具体的名称

○ 北海道小児地域支援病院

医療機関名
岩見沢市立総合病院

○ 小児救急医療支援事業参加病院

医療機関名	事業開始時期
岩見沢市立総合病院	平成 19 年 1 月
市立美唄病院	平成 19 年 1 月

○ 小児科又は小児歯科を標ぼうする医療機関

【① 病院】

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

市町名	医療機関名	備考
岩見沢市	岩見沢市立総合病院	
美唄市	市立美唄病院	
三笠市	市立三笠総合病院	
南幌町	国民健康保険町立南幌病院	
長沼町	町立長沼病院	

【② 有床診療所】

(令和 3 年 9 月 1 日現在))

市町名	医療機関名	備考
夕張市	夕張市立診療所	
岩見沢市	医療法人社団 中央医院	
南幌町	医療法人やわらぎ みどり野医院	

【③ 無床診療所】

市町名	医療機関名	備考
夕張市	医療法人社団 中條医院	
	築詰医院	
岩見沢市	医療法人社団 エリヤ会 北5条医院	
	医療法人社団 健伸会 東町ファミリー・クリニック	
	医療法人社団 優祥会 大川内科医院	
	医療法人社団 あくつこどもクリニック	
	医療法人社団 さとうキッズクリニック	
	ほろむいクリニック	
	医療法人社団 健伸会 栗沢町美流渡診療所	
	出口小児科医院	
	医療法人社団 竹内医院	
	岩見沢夜間救急センター	
美唄市	医療法人社団宏仁会 しろした内科・小児科クリニック	
由仁町	医療法人社団 牧野内科医院	
栗山町	にしみこどもクリニック	

【④ 小児歯科診療所】

(令和3年4月1日現在)

市町名	医療機関名	備考
夕張市	木村歯科診療所	
	ひうら歯科クリニック	
	やなづめファミリー歯科	
岩見沢市	医療法人 柏葉会 三嶋歯科医院7条院	
	医療法人社団 竹内歯科クリニック	
	医療法人社団 ちとせ会 舘山歯科東町医院	
	医療法人社団 本間歯科医院	
	デンタルオフィス友愛	
	医療法人社団 仁悠会 へんみデンタルクリニック	
	医療法人社団 サン歯科クリニック	
	佐々木歯科医院	
	ハタテ歯科医院	
	谷本歯科医院	
	幌向ファミリー歯科	
	川野歯科医院	
	日の出町西村歯科医院	
	倉増歯科医院	
	勝木歯科	
	東町歯科クリニック	
	幌向中央歯科	
	中川歯科クリニック	
	さいとう歯科クリニック	

	ノザキデンタルオフィス	
	鳩が丘歯科クリニック	
	たかはし歯科医院	
	富桜歯科クリニック	
	スマイル歯科クリニック	
	品川歯科クリニック	
	ひさつね歯科	
	一条通り歯科医院	
	医療法人 柏葉会 三嶋歯科医院栗沢院	
	くりさわパーク歯科クリニック	
	北村歯科医院	
	医療法人 カームビラたかや歯科クリニック	
	たむら歯科クリニック	
	吉田歯科医院	
	医療法人社団みらい会栗沢ピーチ歯科	
美唄市	美唄歯科	
	宝崎歯科クリニック	
	平歯科医院	
	吉村歯科医院	
	むらかみ歯科医院	
	さくら歯科クリニック	
	たかはし歯科医院	
	なめかわ歯科クリニック	
	メロディー歯科クリニック	
三笠市	みかさ歯科	
	中塙歯科医院	
南幌町	藤井歯科医院	
	加藤歯科	
	南幌みどり野歯科	
	いしい歯科	
由仁町	医療法人社団 烏山歯科医院	
	しみず歯科医院	
	あすなろ歯科	
長沼町	医療法人社団 おかもと歯科医院	
	てらさわ歯科	
	こなみ歯科クリニック	
栗山町	医療法人社団 南川歯科医院	
	高橋歯科医院	
	西村歯科医院	
	つぎたて歯科	
	あらい歯科	
	医療法人社団 アウル会 くりやまフレンド歯科	
月形町	山崎歯科医院	
	医療法人社団 幸輪会 はーと歯科クリニック	

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

子どもの発達障がい等に対する支援として、できるだけ身近なところで適切な歯科保健医療サービスを受けられるよう、障がい者歯科医療協力医の確保と資質の向上に努めます。

(8) 薬局の役割

子どもを持つ家族からの相談に対応するため、「健康サポート薬局」等、かかりつけ薬局・薬剤師を普及するとともに、地域の薬局が相互に連携し、休日や平日の診療時間外における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品や衛生材料等の供給体制の充実に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

- 在宅医療を必要とする小児等が地域で安心して療育できるよう、小児等の成長発達に応じた看護を提供するとともに、保健・医療・福祉・保育・教育などの関係者と連携し、小児及びその家族の支援の充実に努めます。